

講 演

ホッブズとカントにおける抵抗権について

マルテ・ディーセルホルスト
大 木 満 記

これから考察するのは、ホッブズとカントの考え方の相違についてである。本稿の出発点は、ホッブズとカントにとって社会の創設過程がいかに抵抗権にもまた決定的に重要であるのか、という点である。

ホッブズにとって、国家的に秩序づけられた社会とは、人間の好戦的な競争から及びこうした競争により自然状態において生命が脅かされることから、自己保存のためになされる理性の不可避的な作用の結果として生じるものである。その意味において、理性が探求するのは、真の善すなわち感情的に動かされた表面的な善に対峙する平和であり、理性が誘因するのは、自然状態においては無制限の各人の権利を契約により制限することである。

印象的なことは、ホッブズが人間の生命を競争と対比していることである。他人との関係において最上位の地位をもとめて闘争することは、人間の感情を決定づけている。たとえば、喜びとはこうした闘争と結びついた悪によって縮減されることなしに現にある善の表象である。それに対して、嫌悪とは、重くのしかかっている悪の表象である。こうした悪の表象に、悪は克服されうという期待がさらに加わる限りにおいて、しかも最も頻繁には軽蔑されるという感情から、怒りが発生する。高慢心 (gloriatio) は、他人によって尊重されるという喜ばしい感情である。また、恥 (pudor) は、それとは反対の感情である。ホッブズは、泣いたり笑ったりすることをとても個性的に説明している。自己の名声を高め、他人の名声を低下させ、その結果、他人と比較して自己の優秀性を際立たせる、そういう言辞と行為に関して生ずる不意の喜びが笑いをそそ

るのであるが、他方、泣くことは、強い希望が突然奪い去られたと分かる場合に突発するものであると述べている。愛は、欲求の対象の存在と同様、たくさんの情念に、たとえば金銭欲、権力欲、また知識欲に分類されるとする。名誉欲もこの愛の中へ分類される。ともかくさらに、—私欲のない—隣人愛についても『法学要綱』の中で、もちろん個性的な補足的文をもってではあるが、言及がなされている。つまり、「人を助けることができることは、自己の力に対する優れた証拠である。最終的に、他人が優遇されることに関する苦痛は、自己の努力と結びつくと、競争心のことを指し、優遇された者を押しのけようとする努力と結びつくと、それは嫉妬のことである。」と。

ホッブズは、すでに冒頭で触れられたように、機械的に必然的に出てくる感情が適切な熟慮をなすことを妨げ、結果として自己の生命を脅かすものとなる限り、その感情を精神の障害物と呼んでいる。それにもかかわらず、感情は社会の自然状態を叙述するための基礎となっているのである。なるほど人間は、その援助の必要性によって社会を要求するけれども、しかし社会の中では自己の名誉と自己の利益のみを追求しているとされる。たとえば、人間は精神の交流のために集まる場合にも、各人は自らを他人の不完全さと比較することによって楽しもうとする。商取引のために合同する場合にも、各人は自己の財産に対して配慮する。また、結合が職務上生じる場合にも、その結果はその職場仲間との競争を引き起こすのである。そして、このことは当然のことにすぎないのである。というのは、その場合に、結合しようとする意思の向けられるところは、各人にとって善と思われるものに対してであるからである。その結果、相互に憎しみ合うことにならなければならない人間同士の競争が生じることとなる。このことは、とりわけ、あらゆる戦いの中で最も激しいものである精神上の戦いに対しても当てはまる。それは対立した主張ばかりでなく、沈黙による相手方の不同意だけでも憎く、互いに傷つけ合う気にさせるからである。きわめて一般的に言えば、まさに虚栄心の強い自己の過大評価こそが不当な干渉へ誤り導き、節度のある者をも彼の財産と自由を守るように強いるのである。こうした危険な状態に対応する、万物に対する各人の権利は、この自己の過大評価を著しく高め、その結果、疑いと不信が生じることとなる。攻撃する者も防衛する者も同様に正当であり、また人間は同一の事物を切に望むので、万人の万人に対する戦いが生じることができないのである。

こうした戦いを解決しようとしても、この戦いは決して終わりをみないであろう。というのは、—自然主義的に理解された—万人の平等性がその解決の障

害になっているであろうことによる。ホッブズにとって、あらゆる自己の行為に対する権利が各人には当然帰属するという意味において人間は自然状態においてすでに相互に平等であるので、結果として彼にはこの競合する根源的権利の行使において平等な力関係ももたらされることとなる。より強い者を殺すことが最も弱い者にとってもいかに容易なこととなるかを考慮に入れるならば、各人が自己の力を信頼して他人より優れているとどのようにして自負することができるのかは、理解することはできないと述べられている。

したがって、ホッブズの見解によれば自然状態においては戦争は必然的に生じ、自己の生命の一時的な勝者ですら安全とはいえない場合には、自然状態がもたらす脅威的な結果は明白となる。自然状態にいつまでもとどまる国民の生命は、生の、粗末な、且つ貧相なもののみであり、各人が天寿を全うするまで十分歳をとるようになることは奇跡であるとされる。

それ故、平和の追求は、各人の自己の生命の保持及び安全確保のためになされるが、万事が万人に許される自然状態にとどまろうと欲する者は、自己矛盾であるとされる。というのは、自然の必然性によって各人は自己の福利をもとめるからであると説く。したがって、平和への命令は、正しい理性の最初の且つ根本的な規則であり、言い換えれば、第一の自然法である。

さらに詳しい概念により演繹することがホッブズの論証過程を簡潔に要約するので、この場でそれがなされることは有益である。つまり、正当にも正しい理性に添うもの、すなわち正しい推論によって真の原則から導き出される真理に添うものが生じるのであるとされる。換言すれば、人間の生命に対する原理（又は第一の善）、つまり自己保存への努力が、人間の情念から起こる、自然状態における万人の万人に対する戦争及び自然主義的に理解された万人の平等に直面して平和の追求という理性の命令をもたらすのである。その限りにおいて、自己保存に奉仕する理性は、真の善すなわち感情により追求された表面的な善に対立する平和と安全を探索しなければならないのである。

けれどもホッブズによればこの自然法則に従う義務は、まさにこの命令が何人によってもまた遵守される場合にはじめて存在することとなる。そうでないと自己の節度のある態度それ自体によって損害を加えられてしまうことになるからである。しかし、自然状態においては平和の原則を全面的に履行することはなかなか困難であるとされる。たいていの人間は一時的な利益をもとめる不当な欲望に従う傾向がつよいから、というのである。この状況においては、自然の命令の通用性は単なる良心的な拘束力へと還元される。つまり、この履行

が平和惹起という目的に寄与する場合には何時でもこの命令を自発的に履行する気がなければならぬと説く。心的態度の形態としては、この命令はもちろん一般に拘束力があるとされる。一すなわち、このことは、ホッブズの功利主義的公理の文脈の中で手を付けられずに残ったものとして考えられる、古い自然法的な徳に関する絶対的通用力を微かに思い出させる。その他に、ホッブズは絶え間のない各人の脅威から自己保存のための国家設立の必然性を引き出す。この結果は、ここでさらに追求されるべきものである。

ホッブズにとって、国家の設立は、(自然の命令の良心的通用にもかかわらず) 今後万事に対する権利が各人に帰属している、言い換えれば戦争の権利が支配する自然状態から脱却することの必然性から生じる。自己保存のために、すなわち平和の維持のために、また自然法則に従うことを可能にするために、外からの攻撃者に対して団結しなければならないとされる。より厳密に言えば、侵略者との戦闘において勝利が保証されるほどの多人数においてまとまらなければならないと述べる。しかし、この団結が、意見、もくろみの相違に直面して、とりわけ人間の自然な競争に直面しても実効性を有することができるのは、罰をうけるという恐怖によって各人がふたたび分散することを防ぐ共通の力が基礎づけられる場合にのみであるとされる。平和及び自己保存のために不可欠な方法に関していえば、万人の意志は一つの意志であることが必要であると説く。しかし、この方法によっては、あらゆる各人の意志を主権者の意志の下へと契約により服させることしか保証されないという。ホッブズは、死への恐怖によって動機づけられて、その根源的権利を主権者へ委譲するように、より正確に言えば主権者の意志に対して何らの抵抗もしないように、国家創設者すべてを相互契約により義務づけるものとして且つこの義務に応じた委譲行為として主権者の意志に対する服従を構成する。この権利の委譲に基づいて、今後は主権者の意志はすべての国民の意志としてみなされ、このようにして、主権者の意志はあまりにも大きな力を獲得することとなるので、主権者の意志はその力によって各人の意志を一体のもの・一致したものと規定できると述べている。

自然法則による主権の創設の一般的先天的な(?) モデルとして、ホッブズの国家は、民主政体としても貴族政体としても絶対君主政体としても構成できる。国家権力の所持者は、ホッブズによればまた貴族の合議体であることも、また君主であることも同様に国民の合議体であることもある。それに応じて、創設行為は修正される。民主政体は、各人の相互契約によって及びその契約に従っ

て万人の意志を一通常の投票で確認されるべき—国民の合議体の意志へ服させることによって考案される。各人は、主権の所持者と契約を結ぶというわけでは決してない。というのは、国民は、相互契約締結時にはまだ存在していないからである。すなわち、国民は、相互契約締結から生じる権利の委譲行為によってはじめて生まれるからである。同様に、国民の合議体は、各人に対して拘束されることはない。というのは、主権者の意志の中に、その構成上、全市民の意志が含まれているからであるとされる。—貴族政体はホッブズによれば民主政体にその根源をもつ。すなわち、国民は、その主権を貴族の合議体へ委譲すると述べる。この主権者も、ホッブズによれば国民に対しても各個人に対しても拘束されない。というのは、国民は貴族の合議体へ主権を委譲することによって解消し、各人の意志は主権の意志の中へ包含されるからであるとされる。最後に君主についてである。君主も主権を一人の人間へ委譲する国民の権力に由来するものである。君主もまた何人に対しても授かった支配権に関して契約上拘束されない。というのは、国民は、支配権の委譲行為によって解体し、各人はある一人の第三者すなわち一人の主権を有する国民のためにする相互契約によってのみ主権者に対して服従するように義務づけられるからであって、主権の所持者との契約によって義務づけられるのではないからである。たとえば、主権の所持者との契約によるならば、主権者は拘束されることになる。

国家主権を包括的な且つ市民に対して拘束力のないものとして構成しようとするホッブズの努力が様々な国家形態の法的演繹からひとたびなされるからには、ホッブズは国家形態の中で君主政体を是が非でも最優先する。その他に、主権の絶大な力は彼が主権に与える任務に由来する。この任務は、国民の下に平和と安全を確立しようとする国家主権の目的から引き出され、ホッブズの悲観的な人間像に直面して包括的にならざるをえない。人間の争いはまさに善と悪、正義と不正、有益なものと無益なもの、こういったものに関する彼らの見解の相違から生じるので、国家はこれらに関する原則を定めなければならない。さらには、国家がはじめて所有権を設けるのである。というのは、包括的な権利の委譲により、万物に対する無制限な権利が譲渡されるからである。それ故、国家が各市民に所有権を付与し、当所有権は国家権力の干渉からではなく今後は他の市民の侵害から保護されることになる。またその他に、国家は何が窃盗や殺人や姦通や契約違反となるかを規定する。安全性の確保のために人々は国家権力に服するので、国家にはとりわけ刑罰権、つまり《武力の権利》がなければならない。というのも、これなくして普遍的な平和の樹立は考えられない

からである。これと同様に、国家権力には、外敵に対する《戦争のための武力》がなければならない。武力行使を認めるか否かの判断も無制限に主権の側になければならないとされる。さらにまた、国家それ自体が諸市民法によって拘束されるということは決してない。もしそうであるならば、諸市民法は国家が定める法律であるので、自分自身に対する不可能な義務となってしまうからである。そこでは、国家は市民に対して義務づけられることはない。なぜならば、市民の意志は国家権力の所持者の意志に含まれているからである。主権のこうした絶対的な支配に市民の当然なされるべき服従が対応する。というのは、そのような服従がないならば、支配権は無益なものになってしまうからである。その上さらに、国家権力の所持者がなすことは何であっても、処罰されてはならない。最後に、国家に対する服従義務が考慮されないこととなる可能性のある意見が普及されることを国家は受忍してはならない。この命題は、ホッブズの明確な記述によれば、なかんずく教会に対して、ならびに「宗教を口実として最下層の市民ですら厚かましくも主張する」自由に対して向けられる。「一体どんな内乱がキリスト教諸国でこの原因に由来しないといえるであろうか？」と。

ホッブズは主権を市民に対して拘束力のないものとして考案したが、同時に国家権力の所持者の義務も知っていた。この義務は、国民の福祉は最高の法であるという命題に集約される。この命題の通用力を彼は以下のように引き出した。すなわち、「支配は、平和及び公共の福祉のために調整されるものである。そのため、主権者が自己の力を国民の福祉とは異なるように行使する場合、主権者は自然法に違反する。」と。—ホッブズによる個人の利益からの自然法の基礎づけが分かると、この論証は極めて弱いものと思われなければならない。支配者の利益は必然的に臣民の福祉と一致するということをその前提とするからである。

国民の福祉を顧慮すると、外敵からの保護が要求され、この理由からスパイ活動したり、武装したり、及び策略又は暴力によって隣人の力を弱めて予防することが要求される。ホッブズにとって自明のことは、他の諸国に対する法的義務は存在せず、その限りにおいて人々はさらにまた自然状態にとどまることになるだろうということである。

国内の平和の確保のためには、反乱をもたらす可能性がある学説はすべて根絶し、それに対して大学において自己の学説を流布することを力の限り促進することがとりわけ必要である。さらに、万人の均等な課税が必要である。正当

な功名心は報いられなければならないが、国家の転覆を企てる野心は罰せられなければならないとされる。けれどもとりわけ、すべての世論の不一致が解消及び分散させられなければならない、しからずんば、諸侯は反乱の危険に晒されると述べられる。最後に、市民があまり結束されすぎること分散させられることもないように、すなわち市民が彼らの相反する私益を追求するために、ホッブズは多すぎもせず少なすぎもせず法律を發布するように助言する。

主権者に対する抵抗権は、以上のことによれば存在しないように思われる。しかしながら、重要なことは、主権者に対する、すべての各人の権利の委譲が平和と安全を国民の下に保証するという唯一の目的のためになされる点である。主権者がこの任務を守らない場合には、いわば、主権者への全般的な権利の委譲は不必要なことになる。その結果、始源的状態が再び復活する。各個人は、万物に対する且つ他者と闘争する権利を持っており、この権利は、逆説的には各人の権利の平等性に対応するものである。換言すれば、主権者が無能であることが明らかとなる場合に、彼は事実上罷免され、始源的状態が再びその危険の多い権利の中へ登場することとなる。

抵抗権をホッブズは含蓄のある言葉で表現している。すなわち、「暴力から自己防衛する権利を放棄することはできない。なぜならば、暴力が自己に対してどの程度まで及んでくることになるかを誰も知らないからである。」（リヴァイアサン 14章72頁）

このホッブズの考え方について評価を得ようと試みるならば、このホッブズの考え方が大いに当時のイギリスの社会史的現実から際立っているかが明白となるであろう。事実、ホッブズを越えてさらに国家権力の限界及び主権者の権利に関する考え方を探求し、その考え方を制度上維持することが不可欠である。このことがなされないならば、内乱がはびこるにまかせ、国家権力はより強い者の餌食となってしまおうであろう。

それでは、カントに目を転じることにする。カントの法の普遍的原理は以下の通りである。すなわち、「その行為が何人の自由とも普遍的法則に従って両立しえ、あるいはその行為の格率によれば各人の意志の自由が何人の自由とも普遍的法則に従って両立しうる、そういう行為はどんなものでも、正しい。」カントはさらに付け加えている。「つまり、私の行為が、あるいはそもそも私の状態が普遍的法則に従って何人の自由とも両立しうる場合には、私のこうした行為や状態を妨害する者は私に対して不法をなすものである。というのは、かかる妨害（かかる抵抗）は普遍的法則に従って自由と両立しえないからである。こ

のことから次のような結論が生じる。すなわち、あらゆる格率のこうした原理それ自体が再び私の格率となるべきこと、つまり私がその原理を私に対して自分の行為の格率となすことは要求されない。というのは、私が私の外的行為によって他人の自由を侵害しないのでありさえすれば、たとえ彼の自由が私にとって全く無関心なものであっても、あるいは密かに彼の自由を傷つけたいと思っても、各他人は自由でありうるからである。正しく行為することを私の格率となすことは、私に対して倫理学が課す一つの要求である。それ故、汝の意志の自由な行使が普遍的法則に従って何人の自由とも両立しうような仕方
で外的に行為せよ、という法の普遍的法則は、なるほど私に対して拘束力を課す法則であるけれども、私が全くこの拘束性のために私の自由をこの条件の中へと自ら制限すべきことを決して期待するものではないし、いわんやそうしたことを要求するものでもない。そうではなくむしろ、理性が専ら語るのは、私の自由がその理念においてそうした条件の中へ制限されており、また他人によっても事実上制約されてよいということである。加えて、このことを理性は、証明がそれ以上全く許されない一つの要請として語るのである。」

こうした各人の行為の自由は、何人の行為の自由とも普遍的法則に従って両立することができなければならない。法としてそれにふさわしい法則は、そのまま定言的命法と一致するのではなくて、むしろそれは外的行為ないし外的行為の不作為のみを要求するにすぎない。—カントはこのことを次のように表現している。すなわち、私の自由は、「その理念において」どんな他人の行為の自由とも共存することへ制限され、その限りにおいて他人によっても事実上制約されているとされる。カントが当該制度を「自然法的」と呼ぶとしても、カントの法学説を包括的に述べ、且つ評価することは、本稿の目的であるのではない。むしろ、本稿では Mary J. Gregor⁽¹⁾とともに既得の権利に関する諸原理につき概略を述べることに限定したい。すなわち、この概要は、提喻的表現により社会契約及び国家契約を仮定しなければならないという睿智的強制へ導く。

「私が妻、子供、従者及びそもそも他人をいま私の世帯に属するものとして統率し、又は彼らを空間的圧迫の中や私の有形力による占有に置いているが故に彼らを私のものと呼ぶことができるのではない。そうではなくてむしろ、たとえ彼らが当該強制を免れており、私が彼らを（経験的に）占有していないとしても、彼らがどこにおいてであれ又は何時であれ生存している限り私は彼ら

(1) Laws of Freedom, Oxford 1963, Chapter IV „The principles of acquired right“.

を単なる意志によって、したがって単に法的に占有しているということができるが故に私のものと呼ぶことができるのである。それ故、単に法的に彼らを占有していると主張しうる場合にだけ、またその限りで、彼らは私の所有物に属することになる。」

カントは以下のように続ける。「何か外的なあるものを自分のものとしてもつことは、公的立法権力の下にある法的状態においてのみ、すなわち公民的状态においてのみ可能であるにすぎない。すなわち、私が（言葉により、あるいは行いによって）、何か外的なあるものを私のものであるとめると宣言する場合、私は、何人も私の意志の対象をあきらめるように拘束されている旨、宣言することになる。この拘束性は、この私の法的行為がなければ、何人も負わなかったであろうものである。そこで、このような要求の中には、同時にどんな他人に対しても、外的な他人のものを顧慮して相互に等しく断念するように拘束されていることを認めることも含まれている。というのは、ここでは、その拘束性は外的法的関係に関する普遍的規則から生じているからである。それ故、もし各他人が私のものを顧慮して私が振る舞うのと同一の原則に従って振る舞うであろうことを私に保証してくれないとするならば、私も、他人の外的な彼のものを侵害しないように拘束させられることはない。こうした保証は、何らかの特別な法的行為を必要とするのでは全くなく、ある普遍的規則から生じる拘束性の普遍性の故に、したがってまたその相互関係の故に、すでに外的な法的義務という概念の中に含まれているのである。さて、外的な、したがって偶然的な占有を顧慮する一方的な意志は、万人に対する強制的法則としては役立ちえない。なぜならば、そういうことになるならば、普遍的法則に従った自由を毀損することになるであろうからである。それ故、何人に対してもこの保証をなしうるものは、あらゆる他人を拘束する意志、したがって集合的・普遍的な（共通の）、且つ権力的な意志のみである。一しかしながら、権力を伴った普遍的で外的な（すなわち公的な）立法に基づく状態は公民的状态である。それ故、外的な私のものや外的な汝のものは、公民的状态においてのみ存立しうるのである。

結論：ある外的な対象を自己のものとしてもつことが法的に可能でなければならぬ場合には、主体には、また当該客体につき私のものか汝のものかに関して争うことになるどんな他人に対しても、自分と一緒に一つの公民的体制に入り込むよう強要することが許されなくてはならない。」と述べられる。

さらにカントのいうところを見ることにする。「人間の暴力行為の格率を及びある外的な権力的立法が現れないうちは互いに相争う人間の悪意の格率を我々

に教えるのは経験であるが、公的な法則の強制を不可避なものとするのは経験では決してなく、それ故事実というようなものでも決してない。そうではなくむしろ、いかに人間が善良且つ正義を愛するものと考えられようと、公的に法則的な状態がつくられないうちは個々の人間、諸民族及び諸国家は決してお互いの暴力行為から安全ではありえないこと、それも各人にとって正しく且つ良いと思われることをなし、この点につき他者の意見に依存することがないという各人に固有の権利が存することから安全ではありえないこと、このようなことがそのような(法的でない)状態に関する理性の理念の中にア・プリオリにあるのである。したがって、各人があらゆる法概念を放棄することを望まないならば彼が決定しなければならない最初のものは、次のような原則である。すなわち、各人が自分のしたいように振る舞う自然状態から脱し、(相互作用の関係に陥ることを各人が避けることができない)あらゆる他人と一緒に、ある公的に法則的な外的強制の下に服する意図で結合し、それ故各人に対して、自己のものとして承認されるべきものが法律によって規定され、そして十分な力(それは各自の力でなく、ある外的な力である)によってそれが配分されるような、ある状態に入り込まなければならない、すなわち、各人は何はさておきある公民的状态に入り込むべきである、という原則である。」とされる。

カントは続けて述べる。「なるほどその自然状態はまさに自然的であるが故に不正 (iniustus) の状態、つまりその力の単なる大きさによってのみ争い合うという状態であってはならないけれども、それはやはり無法 (status iustitia vacuus) の状態であった。無法の状態では、権利が争われた (ius controversum) 場合、法的に有効に判決を下す権限のある裁判官はおらず、この無法の状態から今や法的状態の中へ入り込むように各人は他人を強制してよい。なぜならば、各人の法概念によって外的なあるものが先占又は契約によって取得されうるとしてもこの取得が公的な法則の承認をまだなされない限りただ暫定的であるにすぎないからである。というのは、この取得は何らの公的な(配分的な)正義によっても規定されておらず、この法を行使する何らの権力によっても保証されていないからである。」

「公民的状态に入り込む以前には、何らの取得をも、たとえ暫定的であるにせよ、法的なものと承認しようと全くしないならば、公民的状态それ自体が不可能となってしまうであろう。というのは、自然状態における私のものか汝のものかに関する諸々の法則は、その形式上、公民的状态が単に純粋な理性概念に従って考えられる限り、公民的状态において諸々の法則が規定するものとまさに同一の

ものを含んでいるからであり、ただ、公民的状态においては、これらの法則の(配分的正義に従って)行使される諸条件が提示されているにすぎないからである。

—それ故、自然状態において暫定的であるにせよ外的な私のものや外的な汝のものが存在しないとするならば、これを顧慮する何らの法的義務も存在せず、したがってまた自然状態から抜け出よという何らの命令も存在しないことになる。—」

—カントがここでホッブズと対決していることは、私には明白であるように思われる。人間の暴力行為の経験により公的強制が不可避なものとなるというのは一まして一なく、むしろ「いかに人間が善良且つ正義を愛するものと考えられようと」、自然状態においては、権利の主張と権利の主張がぶつかり、その結果、暴力行為と暴力行為とが衝突するのであろう。このことは、公民的体制を成立させるように外的に強要する根拠であり、公民的体制とは、自然状態において暫定的な形においてしか私のものや汝のものと呼ばれえなかったものが、公民的な強制的法則によって公的に決定される（この意味において配分される）体制のことである。すなわち、判決の執行によってかかる目的を達成するために、裁判権によって継続される配分をなす体制のことである。

それ故、それは、権利のための争いである。—より厳密にはホッブズの場合のようにキマイラ的な権利のための争いではなく、たとえ暫定的なものにすぎないとしても、各人に自然状態から脱却するように「強要する」「それ自体」所与の権利のための争いである。

さて、次にまず理想的な国家体制について、すなわち『国家は純粋な法原理に従っていかにあるべきか、という理念における国家について、つまりある公共体へのどんな現実的結合についても（それ故内的に）基準（範型 *norma*）として役立つ国家について』カントの話を見ることにする。詳しくは次の通りである。

「どんな国家も、それ自身の中に三つの権力を、すなわち普遍的に結合した意志を三種の人格において含んでいる（政治的三位一体 *trias politica*）。つまり、立法者という人格において支配権（主権）を、（法律に従う）執政者という人格において執行権を、及び裁判官という人格において（各人の自己のものを法律に従って裁定するものとしての）裁判権を有している（立法権、執行権、及び司法権 *potestas legislativa, rectoria et iudiciaria*）。・・・」と。

三つの権力のそれぞれについてカントはさらに詳細に述べている。すなわち「立法権は専ら国民の結合した意志にのみ当然帰属するものである。というのも、すべての法はこの立法権から発生すべきであるので、立法権は自己の定めた法則

によって絶対に何人に対しても不法をなしうるものであってはならないからである。ところで、各人がある他人に対して何かを命令する場合、彼がそれによって他人に対して不法をなすことは大いにありうることであるが、彼が自分自身に関して決定することについては、決してそうしたことはありえない(というのは、欲した者に不法はなされないからである *volenti nun fit iniuria*)。それ故、ただ万人の一致した且つ結合した意志のみが、各人は万人のことに關し、万人は各人のことに關してまさに同一のことを決定する限り、したがって、ただ普遍的に結合した国民意志のみが立法をすることができる。」

さらに国家における三つの権力に関するカントの考え方を以下に引用することにする。

「それ故、国家における三権力は、まず第一に極めて道徳的な人格として相互に並列的である(並列の諸権力 *potestates coordinatae*)。すなわち、一権力は国家体制の完全性のために他の権力の補完物として作用する(*complementum ad sufficientiam*)。しかし、第二に相互にまた従属的である(*subordinatae*)。それは、一権力が同時にその援助する他の二権力の機能を奪いうるのではなく、各権力が固有の原理をもつという仕方においてである。すなわち、一権力はなるほど特殊な人格という性質において命令を下すけれども、しかしある上位者の意志という制約の下でそうするのである。第三に、上記二つの性質の統合によって各臣民に彼の権利が付与される。」

「その尊厳から見れば、この三権力について次のようにいうことができるであろう。すなわち、立法者(*legislatoris*)の意志は、外的な私のものや外的な汝のものに關係することについては、非難の余地がないものであり(*irreprehensibel*)、最高命令権者(*summi rectoris*)—つまり行政の長—の執行権限は抵抗できないものであり(*irresistibel*)、最高裁判官(*supremi iudicis*)の判決は変更できないものである(*inappellabel*)。」

「裁判官は、しかも特別に各審判のために、国民の中から選ばれる。」—さらに以下のことがわかる。すなわち、立法権は最高位のものであり、他の二つの権力は立法権に対して並列的ないしは従属的な關係に置かれる。モンテスキューではなく、ルソーが、この考え方の場合にも影響を及ぼしたと考えられる。

—それではやはり次に『(公民的結合の本性から生じる諸々の法的効果についての) 一般的注解 A』の本質的な内容を伝えることにする。その注解の中では、カントは理念と歴史的事実との相違について本質的に対決している。そこではこういわれている。「最高権力の根源は、その権力の下に置かれる国民にとっては実

実践的意図において計りがたいものである。すなわち、臣民は、最高権力に対して当然なされるべき服従を顧慮してもなお疑いの存する権利（*ius controversum*）であるかのように、その根源に関してやかましく屁理屈をこねるべきではない。というのは、国民が法的に有効に最高の国家権力（*summum imperium*）について判断をなすためには、すでに一つの普遍的立法意志の下に結合させられたものとみなされねばならないが故に、国民は現在の国家統治権者（最高命令権者 *summus imperans*）が欲するのとは異なったふうに判断をすることはできないし、また判断をすることは許されないからである。」

—この論拠は本当に何を解決しているのであろうか？最高命令権者は本当にこの普遍的立法意志をカントの理論の意味において具体化しているのであろうか？しかし我々はさらに（カントのいうところを）聞くことにする。

「始源的に、最高命令権者への服従という現実の契約（市民の服従契約 *pactum subiectionis civilis*）が一つの事実として先行していたのか、あるいはまず権力が先行し、法則はただ後から生じたにすぎなかったのか、あるいはまたこの順序において生じるはずであったのか。このことは、すでにいま公民法則の下に置かれている国民にとっては、全く無益な、しかも国家をば危険をもって脅かす詭弁である。というのは、今や国家権力の根源をあれこれと考えてひねりだした臣民が、現に支配している国家的権威に抵抗しようとしても、彼は、この国家的権威の法則に従って、すなわち全く正当に、処罰され、抹殺され、あるいは（法外者として、*exlex*）放逐されることになるであろうからである。」とされる。—吾人はあやうくも、とにかく最高権力を臣民に対して拘束力のないものとして考案したホッブズ（の意見）を聞いていると思うであろう。社会契約及び正しい国制についてのカントの理念と、とにかく彼のたった今報告された考え方とは一致しないものである。

「国家をば危険をもって脅かす詭弁」は、こうした理由から—現に支配している国家的権威に抵抗する者に対して正当になされる処罰や抹殺の危険がある場合には—実践的意図において行われるべきではない。カントがこのような場合に内乱罪を仮定する心積もりをしているのは明らかである。

さらには、「ある法則が、あまりにも神聖（不可侵）であるので、実践的にちょっとでも疑いの目をそれに向けるだけでも、それ故その効力を一瞬でも停止させるだけでもすでに一つの犯罪となってしまうような法則は、まるで人間からではなく何かある完全無欠な最高の立法者から由来したにちがいないかのように表象されるであろう。そしてこのことこそ、《すべての上なる権威は神より来る》と

いう命題の意味するところであり、この命題は公民的体制の歴史的根拠を述べてはならず、実践的理性原理として一つの理念を述べている。すなわち、その根拠が何であれ現在の立法的権力に従うべきことを述べているものである。」とされる。

—カントの考え方のための及び彼の論証のための根拠は、国家の安全と、それと同時にその国家の個々の市民の安全を維持することであろう。—（それにまた市民の法的安全性を維持することもそうであろうか？）—その際、しかしながら断然驚くべきことであるのは、いかにカントが起こりうる主権者の権力及び立法権の濫用をまたここでも考慮の外に置いているか、ということである。カントは続けていう。「いまやこのことから次のような命題が生じる。国家における支配者は臣民に対してただ権利のみをもち、何らの（強制的）義務も負っていない。—さらに、もし支配者の機関、すなわち執政者が法則に背いて振る舞ったとしても、たとえば課税や徴兵等々にあたって、公用負担の配分に関する平等性の法則に違反しても、なるほど臣民はこの不正に対して不服申立（*gravamina*）をなすことはできるけれども、何らの抵抗も許されてはいない。」とされる。

ここでカントの考え方は非常に明瞭となる。すなわち、「堪えられるものといっている（—／—）最高権力の濫用ですら、抵抗を『法的体制全体を壊滅させるという理由で』基礎づけることができない。」と。カントにとっては内乱の危険及び弊害が最も重大な悪と思われるのであり、これと比較すると国家権力の濫用の行使ですら、比較的に重みがないのである。というのは、内乱があれば法的体制全体が壊滅せしめられるではないか。

さらに、カントの論拠は次の通りである。「国民は、国家権力に対する抵抗においては臣民としてと同時に主権者に飛躍する。このことはばかげたことである。」と。しかしながら、これは、カント自身の理論に従ったものではなかろう／—全体国民と主権者との間のこの争いにおいて裁判官である者は誰であるべきなのか、ということに関するカントの論拠は、もちろん論駁するのは困難であると思われる。それにもかかわらず、何はさておき真っ先に判断を下すのは、裁判官ではなくて、武力であろう／（それはもちろん内乱は戦争である、ということに對する一つの指摘である／）

最後にカントは次のように続けていっている。「（誤りのある）国家体制の変更などというものは、そのようなことは多分時としては必要であるかもしれないが、一つまりただ主権者自身による改革をとおして行われることができるにすぎず、したがって国民による革命をとおして行われることはできないのである。」

と。それでは少し締めくくりに所見を一言述べることにする。カントは、出発時において今日の意味における法治国家を基礎に置いているか、あるいはむしろ考案しているのである。法治国家の中においては抵抗権などというものは許容されないということは、誰にとっても当然な考え方である。その限りにおいて、カントの考え方の方が、ホッブズの考え方よりも納得のゆくものである。もちろん、法治国家の理想は常に実現されている、ということに対する反証は、事実、存在している。こうした諸事実とカントはおそらく充分には対決していないのである。

もちろん、内乱へと悪化することになろう国民の抵抗などというもののよりも、法治国家の諸制度の強化の方が優先されなければならない。—その限りにおいて、カントの見解は正当性を保持している。

訳者あとがき

本稿は、1994年5月19日に比較法研究所において催されたマルテ・ディーセルホルスト (Malte Dießelhorst) 教授 (ゲッティンゲン大学) の講演を訳出したものである。尚、講演は田山輝明教授の司会のもと、訳者の通訳で行われた。

マルテ・ディーセルホルスト教授は、1928年8月18日にエッセンで生まれ、ヴェルツブルク大学・フライブルク大学で学び、フランツ・ヴィーアッカー教授に師事した。1955年に„*Die Lehre des Hugo Grotius vom Versprechen*“という論文で法学博士の学位を授与され、フライブルク大学助手・ゲッティンゲン大学助手を経て、1966年ゲッティンゲン大学で主として不当利得の返還義務の範囲に関する判例を分析した教授資格論文„*Die Natur der Sache als außergesetzliche Rechtsquelle, verfolgt an der Rechtssprechung zur Saldotheorie*“で教授資格を取得し、同大学講師に就任、1971年同大学教授に昇任した。担当科目は、民法全般・近世私法史・法哲学入門に及んでいる。

本講演では、社会の設立過程に関するホッブズとカントのアプローチの仕方から抵抗権に関する両者の見解の相違を浮き彫りにする点に重点が置かれた。ホッブズは自然主義的に理解された平等に起因する自然状態における万人の万人に対する戦いをなくし、自己の安全を確保する目的で社会の設立を考案する。したがって、この目的が達成されない場合には、始源的状態が復活し、平和に反する主権者の行為には抵抗がなされうることになる。それに対して、カントは生来、

人間の社会は秩序づけられていることを前提とする。しかし、それでも個々人の権利に関する紛争は生じるので、権利を権威により定める者は誰か、その権利をめぐる係争事件に判決を下すのは誰か、及びその判決を執行するのは誰かに関する合意を契約により締結するように各人は強制される。このことにより国家は完全なものとなり、紛争は平穏に解決されることになる。このように導き出された理想的国家に対しては、抵抗をなす理由をカントは見いだすことができなかったと述べられた。又、抵抗権につき同教授は多数の犠牲者の出る内乱の危険のある抵抗権と法治国家制度の維持とを比較して、最終的には後者を重視しているが、これは、かかる抵抗権を支持しても、現実には武力の強い者が国家権力を掌握すること、内乱への懸念及び法治国家制度への期待による。本講演では、抵抗権に関して主として積極的・物理的抵抗が念頭に置かれているようである。講演時間の関係上、抵抗権を定めた基本法20条4項及び圧制に対する抵抗手段等につき教授の見解を聞くことができなかったことは惜まれる。尚、多義的な抵抗権概念の把握の仕方と相俟ってホッブズの位置づけに関しては議論のあるところである⁽¹⁾。

本講演に関連する同教授の文献としては、*„Naturzustand und Sozialvertrag bei Hobbes und Kant : Zugleich ein Beitrag zu den Ursprüngen des Modernen Systemdenkens“* (Göttingen 1988)がある。

(1) これについては、ホッブズの抵抗権を肯定したマイヤー＝タッシュの見解を検討した福田敏一「トマス・ホッブズの自由論」国家学会雑誌90巻9・10号(1977年)144頁以下、菅野喜八郎「ホッブズの抵抗権?—P. C. マイヤー＝タッシュ『トマス・ホッブズと抵抗権』第二部の批判的検討—」法学46巻2号(1982年)1頁以下等を参照。